○総務省令第七十一号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月一日

総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第五十六条の見出し及び同条第一項中「調査官」を「企画官、調査官」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　企画官は、命を受けて、事業政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

第五十九条及び第六十条を次のように改める。

（消費者行政調整官）

第五十九条　消費者行政第一課に、消費者行政調整官一人を置く。

2　消費者行政調整官は、命を受けて、消費者行政第一課の所掌事務のうち、電気通信役務の利用者の利益の保護に関する制度の整備その他の電気通信役務の利用の環境の整備についての調整に関する事務を行う。

（企画官）

第六十条　消費者行政第二課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、消費者行政第二課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

第六十一条第一項中「四人」を「三人」に改める。

第六十二条の見出しを「（基幹通信室及び重要無線室）」に改め、同条第一項中「基幹通信課」を「基幹・衛星移動通信課」に、「重要無線室」を「基幹通信室及び重要無線室」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項第一号中「基幹通信課」を「基幹・衛星移動通信課」に改め、「及び電波の利用の促進」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、重要通信に係る電波の利用の促進に関すること。

第六十二条中第二項を第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　基幹通信室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、陸上に開設する無線局であって移動中の運用を行わないもの（航空機又は船舶に開設する無線局との間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な関係があるものを除く。次号において「基幹通信関係無線局」という。）に係る無線局免許等関係事務に関すること（重要無線室の所掌に属するものを除く。）。

二　基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、基幹通信関係無線局に係る電波の利用の促進に関すること（重要無線室の所掌に属するものを除く。）。

三　電波法第百二条の十七第一項に規定する電波有効利用促進センターの組織及び運営一般に関すること。

3　基幹通信室に、室長を置く。

第六十三条第二項中「移動通信課の所掌事務のうち、新たな移動通信システムの実用化に向けた無線局免許等関係事務及び電波の利用の促進に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　移動通信課の所掌事務のうち、新たな移動通信システムの実用化に向けた無線局免許等関係事務に関すること。

二　移動通信課の所掌事務のうち、新たな移動通信システムの実用化に向けた電波の利用の促進に関すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十八号

人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条及び第二十条の規定に基づき、人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月一日

法務大臣　岩城　光英

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「会長一人、副会長三人以内及び常務委員若干人」を「会長、副会長及び常務委員」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3　副会長及び常務委員は、協議会の会務を掌理する。

第三条に次の一項を加える。

4　会長に事故があるときは、会長の指名する副会長がその職務を代理する。

第四条を削り、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条　協議会は、会則を定めなければならない。

2　協議会の会則には、次の事項を定めなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　役員に関する事項

四　会議に関する事項

五　会計に関する事項

六　会則の変更に関する事項

第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七条　第三条の規定は、連合会について準用する。

第九条第一項中「会長一人、副会長五人以内及び理事若干人」を「会長、副会長及び理事」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2　会長は、連合会を代表し、その会務を総理する。

3　副会長及び理事は、連合会の会務を掌理する。

4　会長に事故があるときは、会長の指名する副会長がその職務を代理する。

第九条を第八条とし、第十条を削り、第十一条を第九条とし、第十二条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十一条　第三条及び第八条の規定は、全国連合会について準用する。

第十三条及び第十四条を削る。

別表第二中「別表第二（第七条関係）」を「別表第二（第五条関係）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十八号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十九条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月一日

文部科学大臣　馳　浩

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第十一条を第十二条とし、第五条から第十条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度におけるスポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限の特例）

第五条　センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における第二十九条第二項の規定の適用については、同項中「百億円」とあるのは、「八十億円」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二条第一項第二号、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第二項及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二条第二号の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月一日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則等の一部を改正する省令

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第一条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる船舶のほか、船舶の航行の安全の確保に支障がないものとして告示で定める船舶